

「自治体におけるＡＩの利用に関するワーキンググループ」 開催要綱

１．開催趣旨

人口減少下において、自治体における人手不足等の資源制約が深刻化する中で、持続可能な形で行政サービスを提供する観点から、自治体の業務効率化や行政の質の向上のための自治体におけるＡＩの利用に関し、具体的な利用の方策や留意事項等について幅広く議論を行うことを目的として、「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」の下に自治体におけるＡＩの利用に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。

２．構成員

WGは、別紙のメンバーをもって構成する。

３．座長

- （１）WGに、座長を置く。
- （２）座長は、会務を総理する。
- （３）座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

４．議事

- （１）座長は、WGを招集し、主宰する。
- （２）座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- （３）WGは、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益を害するおそれや構成員間の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため原則として非公開とし、WG終了後に配布資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料を非公表とすることができる。
- （４）WG終了後、議事概要を作成し、公開する。

５．その他

- （１）WGの庶務は、総務省自治行政局市町村課行政経営支援室において処理する。
- （２）本要綱に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は、座長が定める。